

## 農 林 債 の 売 出 公 告

- 1 農 林 債 の 名 称 A 第 1023 号農林債（財形）
- 2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄専用の農林債として発行し、当金庫の保護預りとなります。
- 3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
- 4 各農林債の金額 1 万円、10 万円、100 万円、500 万円および 1,000 万円の 5 種とし、債券を発行します。
- 5 利 率 年 0.02 %
- 6 発 行 価 額  
（ 売 出 価 額 ） 額面 1 万円につき 10,000 円
- 7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
- 8 償還の方法および  
期限 元金は、令和 7 年 9 月 27 日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。  
当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
- 9 利息支払の方法  
および期限 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 2 年 9 月 27 日までの利息は 365 日の日割計算により発行のときに支払い、以後は毎年 3 月 27 日および 9 月 27 日の 2 回におのおのその日までの前半か年分を支払います。  
償還期日後は利息をつけません。  
また、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。
- 10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店
- 11 売 出 期 間 令和 2 年 8 月 28 日から令和 2 年 9 月 25 日まで  
※この債券は、令和 2 年 9 月 22 日をもって取扱いを停止し、令和 2 年 9 月 23 日に財形預金に移行いたします。なお、移行につきましては、日程が変更になる場合もございます。
- 12 払込資本金および  
農林中央金庫法第  
60条に規定する準  
備金の合計額 5,996,501,774,946 円（令和 2 年 7 月 31 日現在）
- 13 未償還の農林債  
の 総 額 642,691,354,639 円（令和 2 年 7 月 31 日現在）

令和 2 年 8 月 28 日

農 林 中 央 金 庫

## 農 林 債 の 売 出 公 告

- 1 農林債の名称 B第923号農林債(利子一括払)(財形)
- 2 発行の方法 売出の方法によります。ただし、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄および確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行し、当金庫の保護預りとなります。
- 3 農林債の総額 200億円。ただし、売上総額が200億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
- 4 各農林債の金額 1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円の5種とし、債券を発行します。
- 5 利率および利息の計算方法 年0.02%の半年複利により計算します。
- 6 発行価額(売出価額) 額面1万円につき10,000円
- 7 償還金額 額面1万円につき10,000円
- 8 償還の方法および期限 元金は、令和7年9月27日に償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。  
当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
- 9 利息支払の方法および期限 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和2年9月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和2年9月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。  
ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。  
償還期日後は利息をつけません。
- 10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店
- 11 売 出 期 間 令和2年8月28日から令和2年9月25日まで  
※なお、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄の農林債は、令和2年9月22日をもって取扱いを停止し、令和2年9月23日に財形預金に移行いたします。なお、移行につきましては、日程が変更になる場合もございます。
- 12 払込資本金および農林中央金庫法第60条に規定する準備金の合計額 5,996,501,774,946円(令和2年7月31日現在)
- 13 未償還の農林債の総額 642,691,354,639円(令和2年7月31日現在)

令和2年8月28日

農 林 中 央 金 庫